

奈良県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十八年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 西岡秀信

葛城市笛堂四四九一一

理事 吉川弘孝

一一一二

監事 高橋靖

五三五

監事 吉川祐司

二五七一一

監事 亀井政一

五三三

監事 飯田康順

五二七

監事 西井義次

六一一

監事 森川元嗣

二三〇

監事 吉川博夫

五三六

監事 高橋三夫

二四九一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 飯田康順

葛城市笛堂五二七

理事 西岡秀信

四四九一一

監事 高橋靖

五三五

監事 吉川祐司

二五七一一

監事 西井義次

六一一

監事 高橋三夫

二四九一三

監事 吉川佳美

一九七一二

監事 森川元嗣

二三〇

監事 亀井政一

一一一二

監事 吉川弘孝

五三三